

座間市立もくせい園条例新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う障害者支援施設として、次のとおりもくせい園を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）<u>及び障害福祉に資する事業</u>を行う障害者支援施設として、次のとおりもくせい園を設置する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>もくせい園の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p>